平成２１年（フ）第３３２号
千葉県船橋市湊町１丁目24番６号
破産者　有限会社イシイマリーン
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３３３号
千葉県船橋市本町２丁目25番８―103号
破産者　石井　　攻
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２０５号
宮城県岩沼市本町１番11―201号
破産者　有限会社みちのくサービス
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２７８４号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字音貝43番地の43
破産者　有限会社広和
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７４６号
名古屋市千種区今池南31番21号
破産者　株式会社ファームネスジャパン
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９５８号
横浜市磯子区下町４番30号
破産者　有限会社上田屋
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８１号
横浜市旭区今宿東町1665番地の２
破産者　株式会社ミヤケン
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２９５号
岐阜県多治見市中町21番地加藤又兵衛方、商業登記簿上の本店所在地名古屋市名東区極楽５丁目11番地の１
破産者　株式会社キッチンスタジオ
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第４０号
岐阜県瑞浪市土岐町42番地の９
破産者　今泉　弘明
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第６６号
岐阜県多治見市星ケ台２丁目75番地
破産者　西尾　俊哉
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２０年（フ）第９８号
京都府宮津市字波路５番地の１
破産者　山口建設株式会社
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２０年（フ）第２８１号
鳥取県境港市竹内団地277番地
破産者　有限会社トリスイ
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第４１４号
熊本市津浦町33番１号
破産者　株式会社ｉｍａ
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６０号
埼玉県さいたま市中央区鈴谷６丁目15番31号、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市石原町3171番地
破産者　石井理惠子
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第１１９号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲10752番地１
破産者　壬生　正二
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第２０８３号
名古屋市千種区今池１丁目14番11号　カーサ・ルッツ201号
破産者　井上　　勉
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７９５号
名古屋市北区会所町82番地の３　楠市街地住宅801号
破産者　藤井　久栄
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８１８号
愛知県弥富市五之三川平３丁目258番地　ルミナス103
破産者　渡部　昌子
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６７号
名古屋市守山区小幡北1344番地
破産者　周戸あゆ子
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９６５号
名古屋市緑区鹿山３丁目１番地　鹿山住宅510号
破産者　宮里　留香
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０１４号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目５番地１　押草団地109棟201号
破産者　松本　孝夫
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部